

古座川町価格高騰 緊急支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

- 古座川町価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による影響が長期化する中、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税均等割非課税世帯に対して、臨時的な措置として給付金を支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要な場合があります**。
- 今回の給付金は扶養の有無は問いません。
- 申請方法は下記の3パターンとなります。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

- ①の世帯⇒令和5年8月7日を予定しています。
- ②及び③の世帯⇒確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 ⇒ 令和5年6月1日時点で古座川町に住民登録のある令和5年度住民税均等割り非課税世帯

①非課税世帯のうち、「令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を受給された方

申請不要です

7月上旬に通知を送付いたします。

②非課税世帯のうち、「令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を受給されていない方

申請が必要です

7月上旬に確認書を送付いたします。

③課税状況が確認できない方が含まれる世帯（令和5年1月2日以降に外国から転入された場合など）

申請が必要です

申請書は役場本庁、保健センター、各出張所で配布しております。
※非課税を証明する書類が必要になります。



申請期限：令和5年9月29日（金）まで
提出先：古座川町役場住民生活課
お問合せ：0735-67-7900